

2004 年の「年金制度改革」まとめ（やまだ塾）
（施行:2004 年 10 月～2009 年度）

（2006 年 10 月 8 日作成）

（音声読み上げ可）

【1】2004 年「年金制度改革」までの経緯

（降順）

日付		項目
2004 年	6 月 11 日	公布
	6 月 5 日	参議院本会議 可決成立
	2 月 10 日	「国民年金法等の一部を改正する法律案」の国会提出
2003 年	11 月 17 日	厚生労働省年金局「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」発表
	9 月 12 日	社会保障審議会年金部会「年金制度改革に関する意見書」
	9 月 5 日	「平成 16 年年金改革における給付と負担の見直しについて（坂口試案）」発表
	6 月	「骨太方針 2003」閣議決定
2002 年	12 月	厚生労働省年金局「年金改革の骨格に関する方向性と論点」発表
	7 月～	・雇用と年金に関する研究会（以後 5 回開催） ・社会保障審議会年金部会（以後 27 回開催） ・女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（以後 17 回開催）

【2】2004 年「年金制度改革」の目的

- ①社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保すること
- ②多様な生き方、働き方に対応して、より多くの人々が能力を発揮できる社会につながるような公的年金制度としていくこと

【3】2004 年「年金制度改革」の主な項目と改正前後のポイント

（降順）

	施行日	項目	改正前	改正後
1	2005 年度（着手）～ 2009 年度（完了）	①基礎年金の国庫負担割合の引き上げ	1/3	・ 1/2 ・ 政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ

<http://www.yamadajuku.com/>

				つ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度までに完全に引上げ(※)
2	2008年4月1日	①離婚時の厚生年金分割制度の創設	夫名義の厚生年金は夫に支払われ、離婚後などにおいて夫の厚生年金を妻と分割し受け取ることはできない	<ul style="list-style-type: none"> 2008年4月より専業主婦(第3号被保険者)であれば両者の合意が必要なく、社会保険事務所に請求をすれば年金の1/2を受給することができる(分割されるのは2008年4月以降の婚姻期間分だけなのでそれ以前については按分割合を定め社会保険事務所へ届出ることが必要となる)。 2007年4月以降に離婚した場合、離婚した夫婦の年金権を合意(公正証書など)のうえ分割できる制度の導入は2007年4月1日より実施
3	2007年4月1日	①70歳以上の在職老齢年金制度の導入	70歳以降は給与や賞与に関係なく厚生年金は全額支給され、保険料の負担なし	<ul style="list-style-type: none"> 70歳以降も60歳代後半の在職老齢年金制度が適用され、退職するまで支給制限の対象 保険料の徴収なし
4		②65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ受給制度の導入	2002年4月から在職中は65歳以降も支給制限されることに伴い、厚生年金を繰り下げて受け取る制度は廃止された	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以降も在職者に配慮し、繰り下げ制度が復活 在職中の場合は、在職老齢年金分繰り下げによって増額
5		③妻の年金と遺族	夫の遺族厚生年金を	<ul style="list-style-type: none"> 妻の老齢厚生年金は全額

<http://www.yamadajuku.com/>

		厚生年金の支給方式の変更	受けると、妻の老齢厚生年金は全額または一部が支給停止(選択制)	受け取り、遺族厚生年金は妻の老齢厚生年金との差額が支給
6		④中高齢寡婦加算の支給要件	夫の死亡時に35歳以上、または35歳時18歳の年度末までの子がいる妻に支給される	・夫の死亡時に40歳以上、または40歳時に18歳の年度末までに子がいる妻に支給
7		⑤遺族厚生年金の支給期間	遺族厚生年金は年収850万円未満であれば生涯支給(18歳になった年度末までの子がいる場合は、遺族基礎年金が18歳になった年度末まで支給)	・夫の死亡時に子のいない妻が30歳未満であれば遺族厚生年金は5年間支給 ・18歳になった年度末までの子がいる場合は、改正前と同様、遺族基礎年金が18歳になった年度末まで支給
8	2006年7月1日	①国民年金保険料の3/4、1/4免除制度を創設	全額、1/2の2種類の免除が可能である	・全額、3/4、1/2、1/4の4種類の免除制度とする
9	2006年4月1日	①障害基礎年金の併給調整	障害年金と老齢年金(または障害年金と遺族年金)を一緒に受け取ることはできない	障害年金を受けて働いていた期間の老齢厚生年金または遺族厚生年金と一緒に受け取ることが可能(65歳以降の障害基礎年金と老齢または遺族厚生年金の併給が可能)
10	2005年4月1日	①国民年金保険料の引き上げ	月額13,300円(1998年4月から据え置き)	・毎月280円ずつ引き上げ(2004年基準で物価上昇率による修正あり) ・2017年4月以降は16,900円で固定
11		②在職中の厚生年金の支給制限(60歳～64歳未満)	在職中は一律2割カットとなり、年金月額80%と総報酬月額相当額との合計額が28万円を超える場合は更に減額される	・一律2割カットの制度を廃止し、年金月額と総報酬月額相当額との合計によって在職中の厚生年金が計算され、支給制限が緩和

12		④第3号被保険者の届出漏れの救済措置	サラリーマンの妻は届出をすれば保険料を納めずに国民年金に加入している扱いとなるが、届出をしていない場合は未納扱となる	<ul style="list-style-type: none"> 2005年4月1日以前の第3号被保険者期間において、未届けの期間がある場合は、届出をすれば未納となっていた期間も加入期間として取り扱う 未届けのため、その期間分の年金を受けていない者も、届出をすればその期間分の年金が増額
13	(2005年4月1日)	⑤若年者(30歳未満)の就職困難者等の保険料納付猶予制度の創設		<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合の申請による保険料納付猶予の制度 (学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は従来通り「学生納付特例制度」が利用できる)
14		⑥育児休業中の保険料免除期間を子が3歳に達するまで延長	健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除となる期間について、最大で子が1歳に達するまでの育児休業期間とする	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業期間中の保険料の免除を子が3歳になるまでに延長
15	2004年10月1日	①厚生年金保険料の引き上げ	給与、賞与に対し、13.58%を労使折半で負担する	<ul style="list-style-type: none"> 毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年9月以降は18.30%で固定
16		②年金額の調整(マクロ経済スライド方式)	年金は毎年の物価上昇率や5年毎の賃金の伸び率によって、見直され、物価が上昇すれば年金に反映される	<ul style="list-style-type: none"> 現世代の減少や平均寿命の延びを加味して年金額が見直され、物価上昇分がそのまま年金額に反映されずに給付額が抑制 当面はスライド特例額を支給
17		③確定拠出年金(企業型、個人型)		<ul style="list-style-type: none"> 「企業型」の掛け金の上限は3.6万円から4.6万円に

		の拠出限度額の 引き上げ		引き上げ(他に企業年金がある場合は 1.8 万円を 2.3 万円) ・ 「個人型」の場合(企業年金(厚生年金基金, 適格退職年金等)の対象でなく, かつ企業型年金の対象となっていない企業の従業員は, 国民年金基金連合会の個人型年金に加入することになる)は 1.5 万円が 1.8 万円に引き上げ ・ なお, 個人型年金に加入する自営業者等は国民年金基金の拠出金と合わせて 6.8 万で従来通り
--	--	-----------------	--	--

(※)65歳以上の者への所得税の課税強化(基礎年金国庫負担引き上げ財源):2004年1月1日から配偶者の収入が103万円未満の場合に受けられていた配偶者特別控除が廃止となり,2005年1月1日から65歳以上には公的年金控除の上乗せ措置が廃止され,65歳未満と一本化された。(65歳以上の最低保障額は50万円上乗せて120万円)。さらに,65歳以上を対象とする老年者控除も廃止される。

(参考資料)厚生労働省